

第73回本荘川まつり花火大会 出店募集要項

■目的

本荘川まつり花火大会における臨時売店の設置に関して、健全な花火大会の運営を図り、出店者及び来場者の安全・安心を確保し、暴力行為等を排除するために必要な事項を定める。

■出店日時

出店期間は7月26日(土)13時から21時まで。※終了時間厳守

店舗の設営は、電気配線工事の都合により開催当日の午前10時までに完了するものとする。

■出店資格

暴力団関係者・関係のあるものの出店は認めない。

由利本荘市内の事業者、組合、団体又は個人の出店(以下「市内出店者」という。)を優先し、

出店希望者が多数の場合は主催者が行う抽選により出店者を決定する。

※飲食店として出店する方は「食品衛生法の営業許可の取得」と「食品営業賠償共済への加入」が必要です。

■出店料

【一般事業者】間口×奥行が1.5m×1.5m以上の全ての事業者

由利本荘市観光協会会員 30,000円 ※本荘支部以外の会員も該当になります。

上記以外 70,000円

【小規模事業者】間口×奥行が1.5m×1.5m以内かつ、面積拡張・電気工事を要しない小規模事業者(アイス等)

由利本荘市観光協会会員 25,000円 ※本荘支部以外の会員も該当になります。

上記以外 60,000円

出店料は、出店者会議の受付時に納付いただきます。出店料は原則として返金いたしません。

※会員以外の方も観光協会本荘支部に加入(年会費：4,000円)いただくことで出店可能です。

■出店場所

出店場所はポートプラザアクアパル子吉川河川緑地内(由利本荘市北裏地54-1)の由利本荘市観光協会本荘支部長(以下「主催者」という。)が定めた場所とする。

出店位置は出店者会議において抽選で決定する。

観光協会会員かつ花火大会協賛事業者については、以下のとおり特典を設ける。(協賛金は1口：1万円単位)

①出店の優先(協賛金1万円) ②出店の優先かつ出店場所の優先決定権(協賛金2万円以上)

※出店の優先ならびに出店場所の優先決定権については、協賛金額の高い順に優先するものとし、申込多数の場合は同額の協賛事業者内で抽選を行う。

■1コマ規格(※小規模事業者を除く)

間口6.0m×奥行3.6mとし、間口を超過して出店する場合は超過料金が発生する。(端数が発生した場合は切り上げ(例：間口9.0mの場合、 $9.0/6.0 \times 30,000 = 45,000$ で計算し、45,000円を出店料として請求する。奥行は拡張不可)テント、机、いす等、販売に関する備品は出店者が用意する。

■電気工事(※小規模事業者は除く)

出店料には標準設備の電灯(100W×2灯)・電源(2口、計1,000W以内)分の電気工事費及び電気料を含む。

電灯及びコンセントを増設する場合は、電灯1個1,000円、電源(コンセント1口)5,000円を別途徴収する。

店舗内電気設備の消費電力の合計が1,000Wを超える店舗については、1,000Wごとに5,000円追加徴収する。

(例：800W→追加徴収なし・1,300W→5,000円・2,300W→10,000円)

発電機の使用は認めません。

■水道

会場には出店者向けの水道設備は設置しません。

■ゴミ

出店のために発生したゴミ、食べ残し、廃水等は各自で持ち帰り処分してください。
会場内のゴミ集積場に廃棄した場合、次年度以降の出店を停止します。

■食品衛生法の営業許可の取得（重要）

飲食店関係者は各自で保健所へ申請し、「食品衛生法の営業許可(露天営業)」の写しを開催日の1週間前までに事務局へ提出してください。提出いただけない場合は出店を認めません。

■食品営業賠償共済への加入（重要）

飲食店関係者は、賠償共済への加入を出店者の条件とします。各自で申請を行い、賠償共済の加入証書の写しを開催日の1週間前までに事務局へ提出してください。提出いただけない場合は出店を認めません。

■衛生管理

飲食店関係者は、手洗いの為の水タンク・廃水バケツ・消毒液等を必ず用意してください。
食品の温度管理、衛生管理には十分な対策をお願いいたします。

■出店者用駐車場

原則1出店者1台の駐車場を用意し、開催日までに駐車許可証を郵送します。
当日は、車内のフロントガラスから見える位置に駐車許可証を掲示して駐車してください。
搬入可能時間 17時まで
搬出可能時間 21時以降（会場内の状況や警察の指示により変動する可能性あり）

■出店許可

由利本荘市観光協会本荘支部長が申込書を審査し、由利本荘市の暴力団排除に関する合意書の定めにより由利本荘警察署長と協議の上、出店申込者へ出店の可否を連絡します。

■出店の取消し

主催者は、出店申込書の内容を審査し、出店者又は従事者が次に掲げる事項に該当するときは、出店を拒否できるものとする。

- （１）由利本荘市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員であるとき。
- （２）集团的又は常習的に暴力又は反社会的行為を行う恐れがあると認めたとき。
- （３）前条に定める遵守事項に違反したとき、又は過去において違反があったと認めたとき。
- （４）主催者の指示に従わないとき。
- （５）その他、花火大会の運営上支障があると認めたとき。

■遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めるものとする。

- （１）出店者会議に必ず出席し、主催者及び関係機関の指示に従うこと。出店者会議を理由なく欠席または主催者の指示に従わない場合は、出店許可を取り消すこととする。
- （２）来場者及び業者間で紛争等を起こさないこと。
- （３）飲食店関係者は、保健所の指示に従うこと。
- （４）出店許可書を店先の見えやすい場所に掲示し、申込品目以外の商品を取り扱わないこと。
- （５）火気を取り扱う出店者は、店舗内に消火器を設置すること。
- （６）発電機の使用は認めません。
- （７）秋田県外商協会会員については、同協会会則を厳守すること。
- （８）出店時間を遵守し、終了後は清掃及び原状回復を確実に行うとともに、ゴミ等を持ち帰ること。
- （９）出店時間並びに搬入搬出時には、周囲の安全を確保すること。

■損害の責任

天災、盗難等によるすべての損害に対し、主催者は一切の責任を負わないものとする。

■その他

この要項に定めるもののほか、出店に関し必要な事項は、主催者が定める。

■申込期日

令和7年6月18日(水) 正午まで 《必着》

※申込書に必要な事項をご記入の上、お問合せ先まで郵送・FAX・メール等で申込みください。

■必要書類

出店申込書兼誓約書

出店者全員分の身分証明書の写し

食品衛生法の営業許可（臨時飲食店営業）の写し

食品営業賠償共済の写し

LPガス（裸火）の使用に関する誓約書 ※火気を使用する場合のみ

■出店者説明会

日時 令和7年7月1日(火) 14時00分

場所 ボートプラザアクアパル 多目的ホール

■お問い合わせ先

〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市観光協会本荘支部事務局(由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課内) 担当：熊谷・今野

電話 0184-24-6349

FAX 0184-24-3044

E-mail kanko@city.yurihonjo.lg.jp